C_{11} ＝ 0.007
C_{12} ＝ 0.011
C_{13} ＝ 0.016
α　第1号算式の符号αに同じ
D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
E_{14} ＝ 0.015
E_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.019
E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.019
F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{11} ＝ 0.012
G_{12} ＝ 0.018
G_{13} ＝ 0.019
H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成10年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{10} ＝ 0.018
I_{11} ＝ 0.024

C_{11} ＝ 0.007
C_{12} ＝ 0.011
C_{13} ＝ 0.016
α　第1号算式の符号αに同じ
D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
E_{14} ＝ 0.022
E_{15} ＝ 0.020
E_{16} ＝ 0.020
E_{17} ＝ 0.019
E_{18} ＝ 0.019
E_{19} ＝ 0.019
E_{20} ＝ 0.019
F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
G_9 ＝ 0.000
G_{10} ＝ 0.000
G_{11} ＝ 0.012
G_{12} ＝ 0.019
G_{13} ＝ 0.019
H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成9年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
I_9 ＝ 0.026
I_{10} ＝ 0.020
I_{11} ＝ 0.024